

令和6年6月6日

東北町議会議長 岡山 粕 男 殿

総務企画常任委員会
委員長 沼山 浩 幸

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和6年5月22日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項

（1）所管事務調査

- ①企 画 課 ・東北町過疎地域持続的発展計画の変更について
- ②税 務 課 ・定額減税と補足給付金について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

企画課

・東北町過疎地域持続的発展計画の変更について

1. 概要

令和3年4月に『過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法』の施行により旧東北町の区域が、過疎地域の対象となったことから、町の持続的発展を図るため、東北町過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和3年度から令和7年度）を令和3年9月に策定しました。

令和4年度から旧上北町の区域も過疎地域の対象となり、東北町全域を対象とした過疎計画に変更し事業を進めています。

以降、新たな事業追加や統計資料等の加除修正により過疎計画の変更を行い、地域の持続的発展に資する施策を推進しています。

2. 事業計画の変更（追加等）

【軽微な変更等】

No.	変更項目	変更内容
1	行政組織図	令和6年度組織図に変更
2	既に計画されている事業内容及び備考等	事業内容等の字句の加除修正や各整備事業にかかる事業名等を変更（「舗装補修事業」を「舗装改修事業」に変更等）

【追加事業等】

No.	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	担当課
1	2. 産業の振興	観光又はレクリエーション	小川原湖ふれあい村整備事業 (高圧受電設備 更新一式) (通信環境 整備一式) (施設内設備等 整備一式)	商工観光課
2	5. 生活環境の整備	水道施設 上水道	美須々・淋代地区統合事業 (取水ポンプ築造工事 一式)	上下水道課
3	5. 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	旧分庁舎解体事業	東北支所
4	6. 子育て環境の確保 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業 (健康づくり)	健康増進計画策定事業	保健衛生課

【質疑】旧分庁舎の解体事業に着手する目処はどうなっているのか

【回答】今年度、乙供サブセンターの工事を企画のほうで実施する予定で、その後令和7年度から旧分庁舎の解体工事の詳細設計、令和8年度に解体工事の予定と企画課のほうでは把握しております。

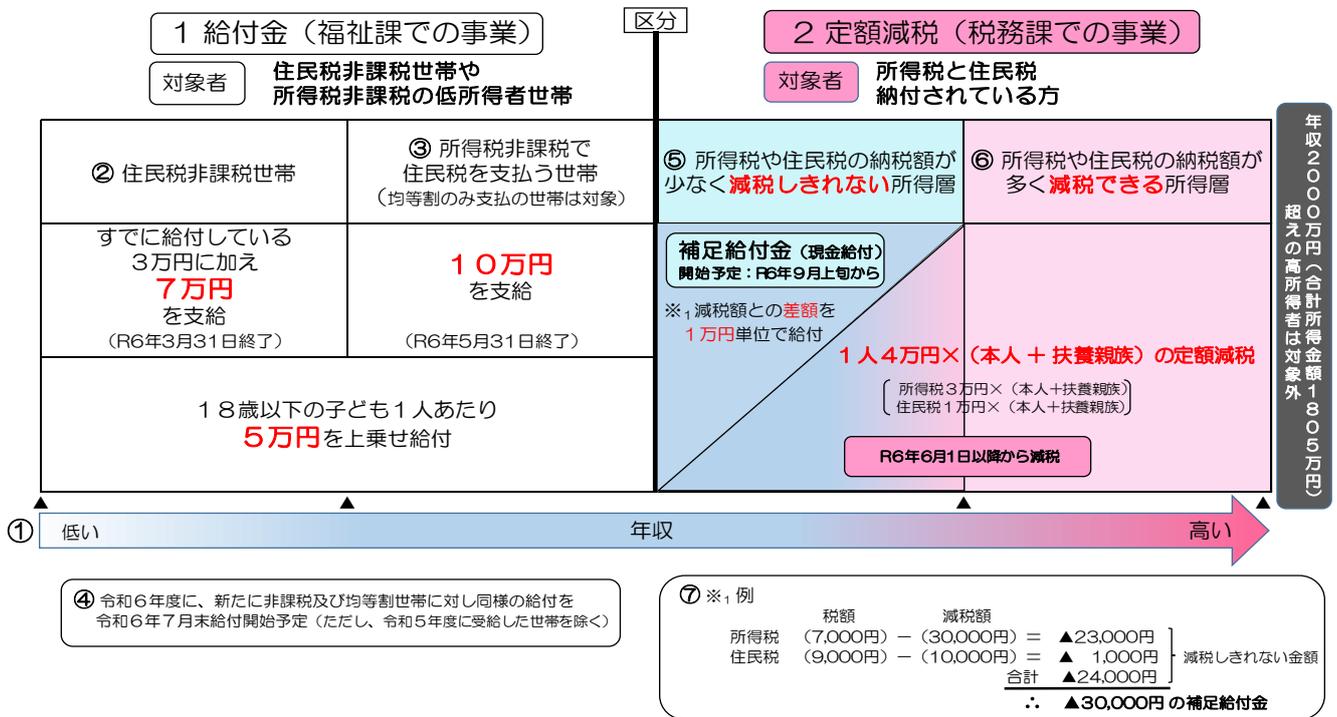
【質疑】美須々・淋代地区の取水ポンプ築造工事の詳細を教えてください。

【回答】令和6年度から令和9年度までの美須々地区と淋代地区の事業と把握しております。

【要望】世帯数や人口の減少、将来的に後継者が見込まれるかなどの実態を把握し、慎重に計画し進めていただきたい。

税務課

- ・ 定額減税と補足給付金について



- ・ 定額減税の対象となる方の徴収方法 (令和6年度分)

① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

通常の場合は、令和6年6月から令和7年5月までの12ヶ月間で税負担が均等に徴収されていますが、定額減税後の住民税は、令和6年6月分給与から徴収されず、7月から令和7年5月分までの11ヶ月で均等に控除して徴収することになります。

所得税は、令和6年6月分から控除し、控除しきれない場合は、7月分から順次、控除して徴収することになります。

なお、賞与がある場合は、賞与からも控除されます。

② 普通徴収 (事業所得者等の方)

通常住民税は、令和6年6月、8月、10月、12月の4期で徴収されていますが、定額減税後の住民税は、令和6年6月分から控除し、控除しきれない場合は、8月分から順次、控除して徴収することになります。

所得税は、原則として令和7年2月から3月の確定申告の際に所得税額から控除となります。

③ 公的年金等に係る特別徴収 (年金所得者の方)

通常の場合は、令和6年4月から令和7年2月までの、2ヶ月毎に徴収されていますが、定額減税後の住民税は、令和6年4月から8月分までは、通常と同じく徴収され、10月分から控除し、控除しきれない場合は、12月分から順次、控除して徴収することになります。

所得税は、令和6年6月分から控除し、控除しきれない場合は、8月分から順次、控除して徴収となります。

※①から③で、各最終月まで控除しきれない状況の方には、補足給付金として現金を指定口座へ振り込むこととなります。

よって、税務課から8月中旬頃に対象者へ関係書類を発送し、9月上旬から指定した口座へ振りこむこととなります。

ただし、②普通徴収の定額減税後の所得税については、原則として、令和7年2月から3月の確定申告の際に所得税額から控除しますが、控除しきれなかった場合はどうするのか、税務署へ確認したところ、まだ決まっていないため、決まり次第、国税庁ホームページに掲載するとのことでした

【質疑】③の公的年金をもらっている方々は、自分で手続き等必要となりますか。

【回答】基本的に①から③について手続きは必要ないのですが、もし扶養の異動等があった場合は各会社等へ扶養の申告書等を出さなければならないことになっています。

【質疑】給料を複数からもらっている場合はどうなりますか。

【回答】その方は扶養等の届出を出している主な事業所で減税ということになります。

東北支所

- ・補正予算の概要説明

財政課

- ・補正予算の概要説明

企画課

- ・補正予算の概要説明

その他